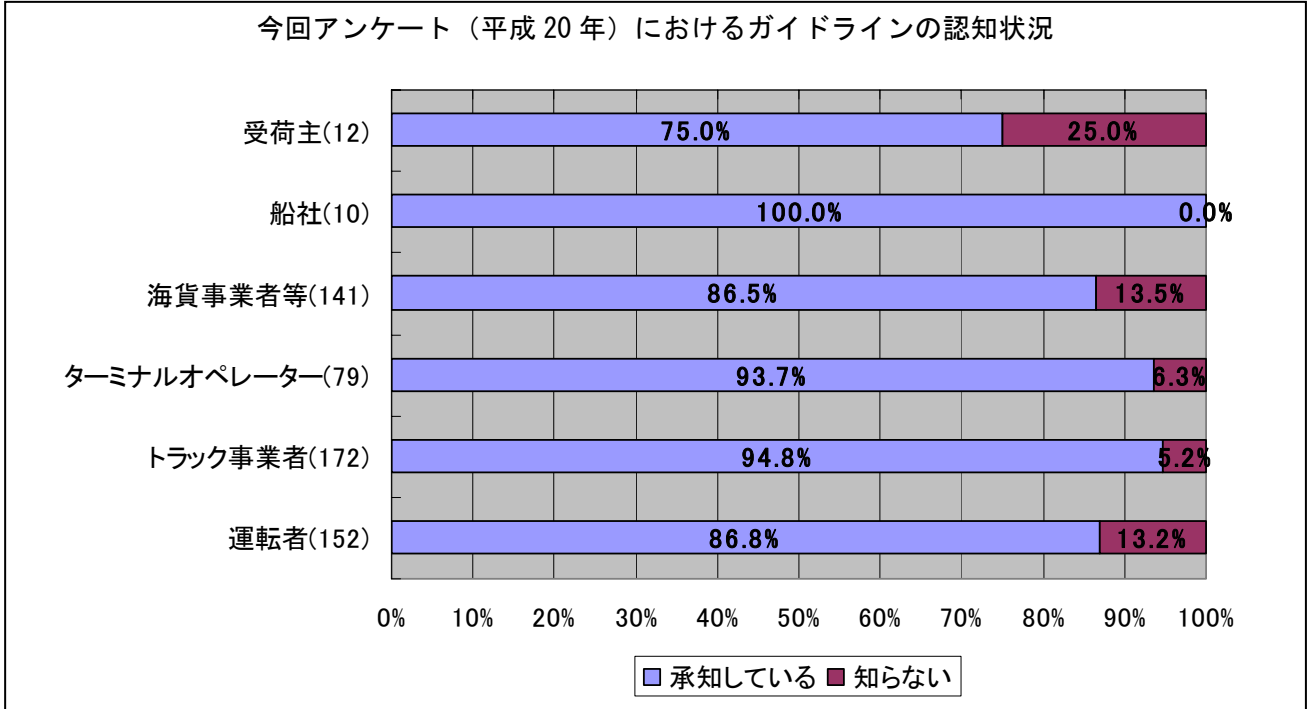


## 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの取組状況等に関する実態調査」の概要

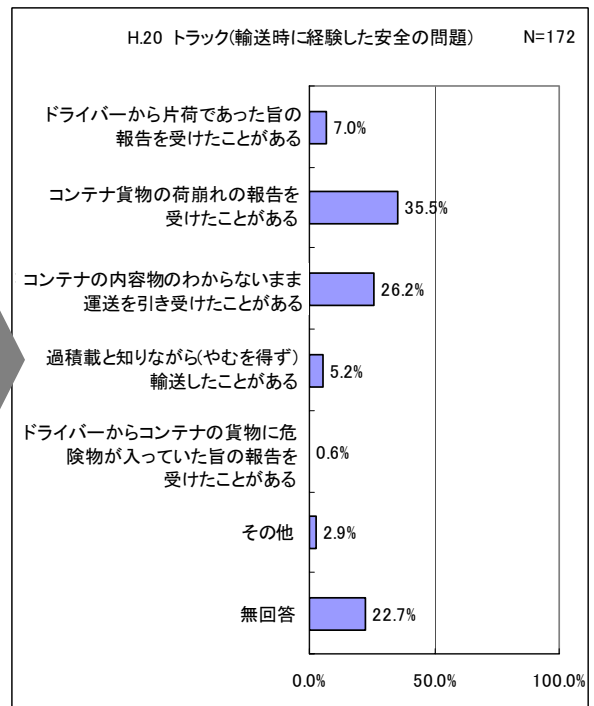
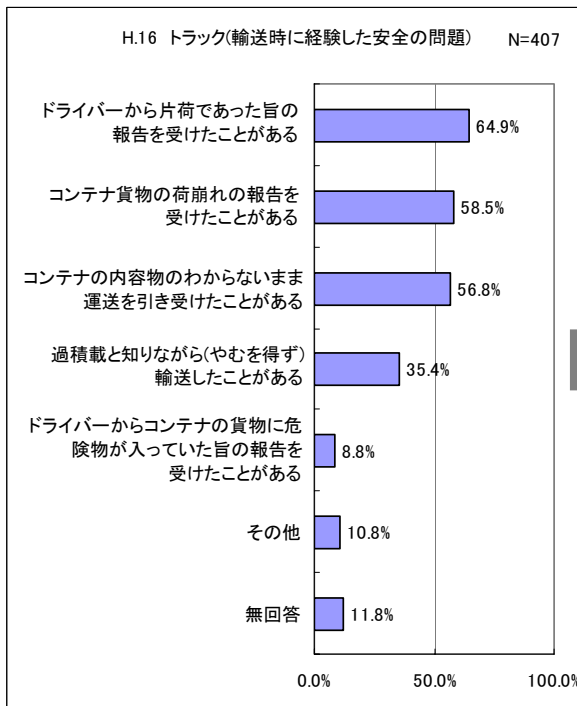
### 1. ガイドラインの認知状況

ガイドラインの認知度は、75%から100%であり、関係事業者における認知度は高い。



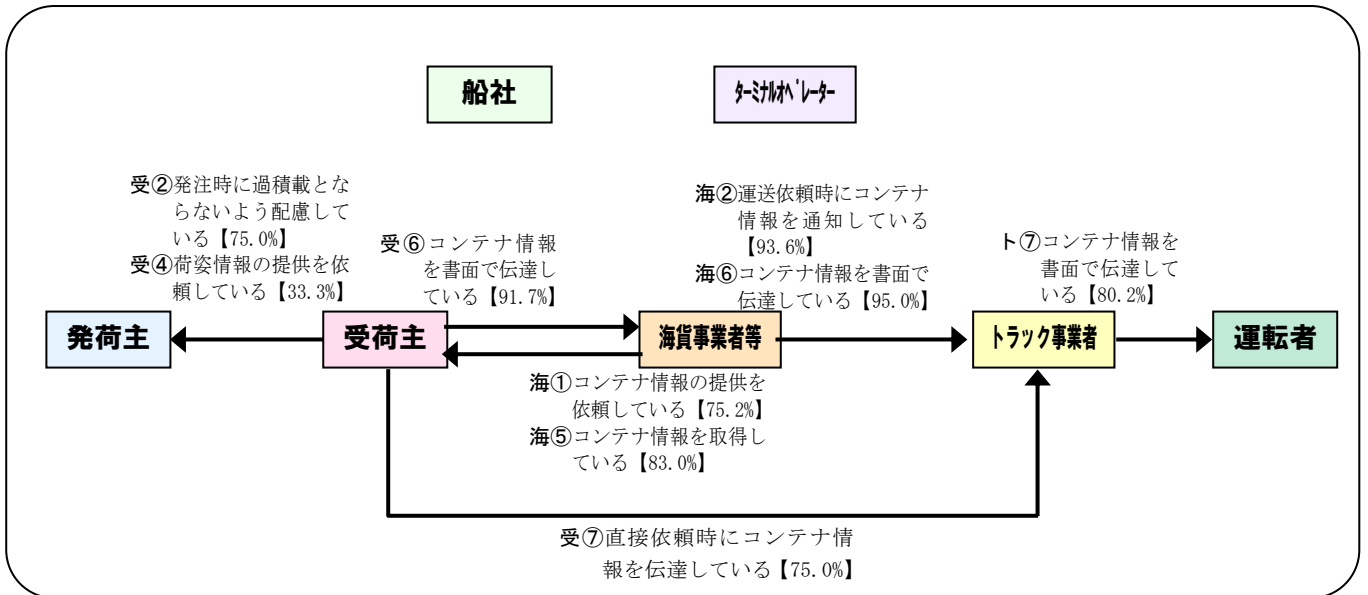
### 2. トラック事業者が輸送時に経験した安全上の問題

トラック事業者がコンテナ輸送時に経験した安全上の問題は、平成16年度当時と比較すると、減少している。



### 3. 書面によるコンテナ情報の伝達状況

書面によるコンテナ情報の伝達に関して、受荷主、海貨事業者等、トラック事業者、運転者の各者間での実施率が75%を上回るなど、高い情報伝達実施率がみられた。



該当するガイドライン	
受荷主	② 1 コンテナあたりの積載重量を契約条件に明記する等配慮すること。
	④ 発荷主へ積み付けを指示する際には、積み付け状況が明確となる写真等荷姿に関する情報を送信するよう依頼すること。
	⑥ 海貨事業者等に対し、コンテナ内容物の重量、積み付け状況が明確となる写真等荷姿に関する情報、品名等を、パッキングリスト、又はコンテナロードプラン等の必要書類で正確に伝達すること。
	⑦ 国際海上コンテナの陸上輸送をトラック事業者へ直接依頼する場合は、コンテナ重量、荷姿及びコンテナ内容物の品名をトラック事業者伝えるとともに、トラック事業者から問い合わせがあった場合には、当該情報について、もれなく速やかに回答すること。
海貨事業者等	① 1 コンテナあたりの重量、積み付け状況が明確となる写真等荷姿に関する情報の提供を荷主に対して依頼すること。
	② トラック事業者にコンテナの運送依頼を行う際には、事前に重量、コンテナサイズ(背高コンテナ等)、種類に対応したトラクター、トレーラーの配車のための情報を書面にて正確に通知し、トラック事業者が過積載運行とならないよう努めること。
	⑤ 受荷主からコンテナ内容物(積載貨物)の重量、積み付け状況が明確となる写真等荷姿に関する情報、品名等を、パッキングリスト、又はコンテナロードプラン等の必要情報で確実に取得すること。
	⑥ ⑤で取得した情報を、トラック事業者へ書面にて正確に伝達すること。特に、商品の特性、重量等、輸送の際に注意すべき事項は必ずトラック事業者へ伝達し、運転者に指示、注意事項を徹底させること。
トラック事業者	⑦ コンテナの内容物の重量、荷姿、品名、イエローカード等運転に参考となる情報を運転者に書面にて正確に伝達すること。